

本書の目次

本書は、岐阜県内市町村の財政状況等について明らかにすることを目的に、令和6年度の普通会計決算概要を中心に次の資料をまとめ、「市町村台帳編」として収録したものです。

- ・総務省「令和6年度地方財政状況調査」
- ・地方公共団体財政健全化法に基づく県知事への報告
- ・総務省「令和7年度地方公務員給与実態調査」
- ・特別職等の状況 等

なお、本書における主な用語の意義等は次のとおりです。

「類型」

市町村の態様を決定する要素のうち、最もその度合いが強く、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されていますが、令和6年度は都市については16類型、町村については15類型を設定しました。なお、岐阜市については、中核市として別類型となっています。

「地方交付税種地」

普通交付税の算定に用いるもので、都市的形態の程度に応じた行政の質と量の差をそれぞれ市町村ごとに見るために格付けした地域区分をいいます。この場合において地域区分とは、生活圏域の中核都市をⅠ、その他の市町村をⅡとして区分しています。

「特別職」

氏名・任期については令和8年1月1日現在の状況です。報酬（給料）月額については令和7年4月1日現在の状況です。

なお、財政状況等の理由により給与の減額措置を行っている団体については、減額後の報酬（給料）月額となっています。

「基準財政収入額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額＝標準的な地方税収入見込額×原則として75%

なお、額は錯誤前の額です。

「基準財政需要額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。なお、各行政項目の基準財政需要額は、次の算式によって算出されたものです。

基準財政需要額＝単位費用×（測定単位の数値×補正係数）

なお、額は錯誤前の額です。

「標準税収入額等」

地方公共団体の税収入確保体制の適正化のための指標とするもので、次の算式によって算定されたものです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{c} \text{特別とん譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)の25\%} \\ \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担数職員分)の25\%} \\ \text{地方消費税交付金に係る引上げ分の25\%} \\ \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{c} \text{特別とん譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right)$$

「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式によって算定されたものです。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

「財政力指数」

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（過去3年間の平均値を使用します。）をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

「実質収支比率」

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

「経常一般財源比率」

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。

「公債費負担比率」

地方公共団体の公債費負担の程度、ひいては財政構造の硬直化の程度を判断するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

「積立金及び積立金取崩額」

財政調整基金への積立額及び財政調整基金からの取崩額をいいます。

「地方債」

特定の建設事業費等の財源に充てるため起こした市町村債の収入額、起債前借分、都道府県貸付金（単年度貸付けのものであっても市町村が歳入決算したものは含む。）、住宅金融支援機構資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、都市開発資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、沿道整備資金貸付金を含めて計上しています。

「補助事業費と単独事業費」

補助事業費には、直接又は間接を問わず、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、単独事業費には、市町村の単独事業費及び県の単独補助を受けて行う事業費を計上しています。

「補助・単独」

普通建設事業費の内訳として補助・単独に分類して記載してありますが、その合計が普通建設事業費に合致しないのは、普通建設事業費のうち「国直轄事業負担金」及び「県営事業負担金」を補助・単独に分類して計上していないためです。

なお、補助・単独は次のように算出しています。

補助＝補助事業費＋受託事業費のうちの補助事業費

単独＝単独事業費＋受託事業費のうちの単独事業費＋同級他団体施行事業負担金

「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を把握するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

「職員数」

令和 6 年 4 月 1 日現在の普通会計に属する職員数です。

「健全化判断比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、全ての地方公共団体が公表しなければならない実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

「実質赤字比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計における歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）の、標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

「連結実質赤字比率」

公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算した当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額の、標準財政規模の額に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、団体全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

「実質公債費比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値です。

借入金（地方債）返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率と、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率とは、同じ概念です。

「将来負担比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

※ 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、積上げ合計等が一致しない場合があります。